

都営住宅への被災者の受け入れについて(お知らせ)

東京都から台風19号で被災された方に向けて、都営住宅への受け入れについてご案内がありましたので、お知らせします。

あきる野市健康福祉部生活福祉課

東京都においては、令和元年台風第19号で被災された方について下記の通り、都営住宅への受け入れを行います。

■提供戸数 50戸

- ※ 上記50戸は、速やかに提供可能な戸数
- ※ 必要に応じて戸数を増やしていきます。

■入居資格

都内にお住まいの方で、令和元年台風第19号により、住宅の損壊又は浸水などによって、居住継続が困難になった世帯。なお、入居手続き時点又は入居後に、区市町村が発行する罹災証明書を提出できることが必要です。

■使用期間 当面6か月(最長1年まで更新可)

■使用料・敷金・駐車場使用料 免除

■その他

- (1) 照明器具、ガスコンロ、布団等の備品は用意します。
- (2) 光熱水費は自己負担となります。

■受付期間

令和元年10月18日(金)～令和元年10月25日(金)〔土日祝日は除きます。〕

受付時間 午前9時から午後6時まで

※ 受付状況に応じて2回目以降の受付を行う予定です。

■入居開始

受付期間終了後、概ね1週間程度で入居が可能となります。

■申込・お問い合わせ先

令和元年台風第19号被災者受付窓口(東京都住宅供給公社内)

電話 03-3409-4522

※ご希望のある方は、事前に下記までご相談ください。

あきる野市生活福祉課庶務計画係 042-558-1927

(土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)